

令和8年1月教育委員会定例会

令和8年1月16日(金)
午前 10時00分
教育委員会会議室

【議事日程】

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 ・教委議案第1号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則について

日程第4 ・教委議案第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定による協議について

日程第5 ・教委議案第3号

令和7年度大東市一般会計補正予算(第6次)【教育関係】に係る意見聴取について

日程第6 ・一般業務報告

日程第6 一般業務報告について

内 容

1. 令和7年12月大東市議会定例月議会における一般質問の要旨について

教育総務部
北本部長

令和8年 1月

令和8年1月16日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考		
1	木				
2	金		閉 庁 期 間	冬 季 休 業 日 （ — ）	冬 季 休 業 日 （ — ）
3	土			↓	
4	日			小 ・ 中 学 校	幼 稚 園 （ — ）
5	月	年頭挨拶、全体会議	仕事初め		
6	火			（ — ）	
7	水			↓	
8	木		3学期始業式(小・中学校)		
9	金	総合教育会議、生徒会との交流会(住道中)			↓
10	土				
11	日	消防出初式			
12	月	「成人の日」記念式典			
13	火	幹部会議	3学期始業式(幼稚園)		
14	水				
15	木	校園長会			
16	金	教育委員会定例会、市町村教育委員会研究協議会(オンライン)			
17	土				
18	日	大東市こども会駅伝選手権大会、大東市スポーツ少年団新年交歓会			
19	月	令和8年1月大東市議会特別議会			
20	火	表敬訪問(フルコンタクト空手)			
21	水	大東・四條畷地区保護司会新年互礼会			
22	木	教頭・主任会			
23	金	総合計画・総合戦略推進本部会議、大阪府都市教育長協議会定例会			
24	土	大東市家庭教育講演会			
25	日				
26	月	(仮称)ほうじょう学園施設整備事業 総合評価審査委員会			
27	火	大阪府市町村教育委員会研修会、北河内地区教育長協議会			
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				

《備考》
変更となる場合があります。

令和8年 2月

令和8年1月16日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字：教育長・教育委員出席）	備考
1	日		
2	月	生徒会の交流会(四条中)	
3	火	環境共生推進本部会議	
4	水		
5	木	校園長会	
6	金		
7	土		
8	日		
9	月	農産物品評会表彰式	
10	火		
11	水	建国記念の日	
12	木	教頭・主任会	
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	来年度予算記者発表	
19	木		
20	金	北河内学校保健研究大会	
21	土		
22	日		
23	月	天皇誕生日	
24	火	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		

「備考」
変更となる場合があります。

教委議案第1号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する等の規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則について、大東市教育委員会の議決を求める。

令和8年1月16日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理由

図書館の設置、管理及び廃止に関する事務について、市長が管理し、及び執行するため。

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する等の規則（案）

令和 年 月 日
教 委 規 则 第 号

（大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第1条 大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

「
別表中
社会教育団体（大東市PTA協議会を除く。）に関すること。
市立図書館の管理に関すること。
」

「
社会教育団体（大東市PTA協議会を除く。）に関すること。
」に改める。

（大東市立図書館条例施行規則及び大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則の廃止）

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大東市立図書館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）
- (2) 大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則（平成31年教委規則第2号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成26年3月26日

教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を大東市長（以下「市長」という。）の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助執行)

第2条 委員会は、その権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。

(専決等)

第3条 前条の規定により市長の補助機関である職員に補助執行させる事務の処理に係る専決、代決等については、大東市教育委員会事務局事務決裁規程（平成3年教委序達第1号）の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（大東市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

2 大東市教育委員会事務局組織規則（平成18年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

（大東市教育委員会公印規則の一部改正）

3 大東市教育委員会公印規則（平成9年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成31年教委規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年教委規則第2号）

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助執行に係る事務	補助執行させる職員
児童生徒に係る転入学申請の受付及び転入学通知の作成交付に関すること。	市民生活部に属する職員
市立幼稚園の幼児の定員及び入退園に関すること。	福祉・子ども部に属する職員
市立幼稚園の園児の健康診断及び疾病の予防に関すること。	
市立幼稚園の園児の災害共済給付に関すること。	
市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。	
市立幼稚園の学校保健会との連絡調整に関すること。	
市立幼稚園の施設に関すること。	
認定こども園に関すること。	
社会教育に関する施策（家庭教育の支援及び放課後子ども教室に係るものを除く。）の企画、立案及び推進に関すること。	産業・文化部に属する職員
社会教育委員に関すること。	
社会教育団体（大東市PTA協議会を除く。）に関すること。	
市立図書館の管理に関すること。	
市立小学校の運動場をスポーツを通じた児童の健全育成及び安全な遊び場の確保を図るために児童、地域住民等に開放する事業（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の午前9時から午後9時までの間において実施するものに限る。）	

の実施に関すること。

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則（平成29年
教委規則第14号）に定める夜間開放事業の実施に関する
こと。

廃止

○大東市立図書館条例施行規則

平成17年3月30日

教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立図書館条例（平成17年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場開場時間の特例)

第1条の2 大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（令和3年規則第19号）第4条の規定により、大東市立まなび南郷の使用申請の受付時間が変更された場合における大東市立西部図書館の駐車場の開場時間については、条例第5条ただし書の規定により、当該変更された受付時間の終了時間から15分を経過した時間までとすることができる。

(資料整理日)

第1条の3 条例第6条の表に定める図書館の毎月1回の資料整理日は、次の表のとおりとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	資料整理日
大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）
大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）
大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）

(個人貸出し)

第2条 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に通勤又は通学する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者

2 守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市及び交野市に居住又は通勤若しくは通学する者は、本市に居住又は通勤若しくは通学する者とみなして、前項第1号及び第2号の規定を適用する。

3 大阪市及び東大阪市に居住する者は、本市に居住する者とみなして、第1項第1号の規定を適用する。

(個人登録)

- 第3条 前条に定める者で貸出しを受けようとする者は、貸出利用券申込書(様式第1号。前条第2項及び第3項に規定する者にあっては様式第2号)により館長に申し込み、その登録を受けなければならない。
- 2 館長は、前項の規定による登録を行ったときは、当該個人貸出しを受ける者として登録を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、利用者番号を付与し、貸出利用券(様式第3号)を交付するものとする。ただし、登録者が貸出利用券の発行を希望しない場合は、館長が別に定める方法を用いて利用者番号を通知することにより、貸出利用券の交付をしたものとみなす。
- 3 前項の規定により、付与された利用者番号の有効期間は、個人貸出しを受ける者として登録された日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込まなければならない。
- 4 登録者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに貸出利用券申込書により館長に申し込まなければならない。

(利用者番号及び貸出利用券の紛失等)

- 第4条 利用者番号を漏えいし、若しくは登録者以外の者によって使用され、又は利用者番号若しくは貸出利用券を紛失した登録者は、速やかに届け出なければならない。
- 2 利用者番号又は貸出利用券が、登録者以外の者によって使用され損害が生じた場合の責任は、登録者が負うものとする。

(個人貸出しの冊数及び期間)

- 第5条 個人貸出しの図書館資料の貸出冊数は、同時に10冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、その冊数を別に指定することができる。
- 2 貸出期間は、当該図書館資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、2週間を限度として延長することができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を別に指定することができる。

(貸出しの停止等)

- 第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間図書館資料の貸出しを停止又は制限し、若しくはその登録を取り消すことができる。
- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、又は利用者番号若しくは貸出利用券を他人に使

用させる等不正な行為をしたとき。

(2) 個人貸出しを受け、前条第2項及び第3項に定める期間経過後もなお図書館資料を返納しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館の運営上必要と認めたとき。

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市内の学校、幼稚園、保育所、認定こども園等

(2) 市内に活動の本拠を置き、市内を専らその活動の範囲とする事業所及び団体であつて、図書館資料の利用によりその活動に多大の効果が見込まれるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるもの

(団体登録)

第8条 団体貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ代表者を定め、団体貸出登録・更新申込書（様式第4号）により登録を申し込み、貸出利用券の交付を受けなければならぬ。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して1年（学校、幼稚園、保育所、認定こども園等主に年度単位で事業を行っている団体の場合にあっては、貸出利用券の交付を受けた日から当該日の属する年度の末日まで）とし、更新する場合は、団体貸出登録・更新申込書により再度登録を申し込みなければならない。

3 第1項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

4 第4条及び第6条の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第4条中「登録者」とあるのは「登録団体」と、第6条第2号中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

(団体貸出しの冊数及び期間)

第9条 団体貸出しの図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員1人につき3冊以内とし、貸出期間は3か月以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、その冊数又は期間を別に定めることができる。

(自動車図書館)

第10条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の業務を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回日時、場所等は、館長が別に定める。

(貸出しを行わない図書館資料)

第11条 貸出しを行わない図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 新聞及び広報の類
- (3) 古書及び古記録の類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に館長が指定する図書館資料

(他の図書館との相互貸借)

第12条 他の図書館との図書館資料の相互貸借は、それぞれの図書館で所蔵していない図書館資料に限り、行うことができる。

2 他の図書館の図書館資料の取扱いについては、本市図書館の取扱いに準じるものとする。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第13条 館長が適当と認めるときは、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(使用料の減免)

第14条 条例第7条の規定により、委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

- (1) 委員会その他本市の実施機関が使用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難な者が使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が免除をする必要があると認めるとき。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 第2条第1項、第3条（第3項を除く。）、第5条から第7条まで、第8条第4項、第9条、第10条第2項、第11条、第13条及び前条の規定は、条例第10条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条第1項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条（第3項を除く。）、第5条から第7条まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、前条（第1号を除く。）中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営等について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に大東市立総合文化センター条例施行規則（昭和61年教委規則第6号）第4章の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

(大東市立総合文化センター条例施行規則の一部改正)

3 大東市立総合文化センター条例施行規則（昭和61年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成17年教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の大東市立図書館条例施行規則の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(大東市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

3 大東市教育委員会事務局組織規則（平成7年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成19年教委規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大東市立図書館条例施行規則の規定によって作成された貸出利用券は、当分の間、改正後の大東市立図書館条例施行規則の規定によって作成されたものとみなし、使用することができる。

- 3 この規則の改正により作成する貸出利用券の発行等の行為は、施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に手続きする個人貸出しについて適用し、同日前に手続きする個人貸出しについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第6号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教委規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に申込みのあった個人貸出しの登録について適用し、同日前に申込みのあった個人貸出しの登録については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

貸出利用券申込書

年　月　日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

ふりがな	
氏名	
年　月　日生まれ	
第1希望：（　　）	
電話番号 第2希望：（　　）	
検索システム（O P A C）で登録をお願いします。	
メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。	
〒　—	
住所	

小・中学生 学校 年
市外居住者で市内に通勤・通学の方はご記入ください。

名称：	(学年)
所在地：大東市	
電話番号：	(　　)
確認（保・運・学・他：）(龍・寺・諸・楠・北・三) （ここからは、記入しないでください。）	

利用者番号： 受付者（　　）
〔仮券番号：／旧番号：〕 有効期限
〔利用券発見〕 年　月　日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第2号（第3条関係）

広域利用者用

貸出利用券申込書

(守口市・枚方市・寝屋川市・門真市・四條畷市・交野市・東大阪市・大阪市・その他)

年　月　日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

ふりがな

氏　名

年　月　日生まれ

第1希望：（　　）

電話番号 第2希望：（　　）

検索システム（O P A C）で登録をお願いします。

メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。

〒　—

住　所

北河内7市以外の居住の方で、大東市以外の北河内6市に通勤・通学の方は、下記もご記入ください。

名称：（学年　　）

所在地：

電話番号：（　　）

確認（保・運・学・他：　　）（龍・寺・諸・楠・北・三）

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号： 受付者（　　）

[仮券番号：　　／旧番号：　　] 有効期限

[利用券発見] 年　月　日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第3号(第3条関係)

(表)

貸 出 利 用 券	
大東市立図書館	

(裏)

◎本などをかりるときは、このカードをおだしください。			
	大東市立中央図書館	大東市立西部図書館 「来ぶらり南郷」	大東市立東部図書館 「来ぶらり四条」
でんわ			
ところ			
かしだし時間			
おやすみの 日			
◎このカードで、上のどの図書館でもご利用できます。			

様式第4号（第8条関係）

団体貸出登録・更新申込書

年 月 日

(宛先)

団体貸出しの登録を申し込みます。

なお、利用にあたっては、関係の規則及び要綱を守ります。

新規・更新	登録申込者 ふりがな 氏名
団体名	
所在地	電話()
代表者氏名	
担当者氏名	電話()
図書館資料保管場所	
団体構成員 人	
貸出限度冊数	1人3冊 × 人 = 冊

_____ (ここからは、記入しないでください。) _____

利用者番号 : _____ 受付者()
_____ 有効期限
_____ 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

廃止

○大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則

平成31年2月19日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立西部図書館（以下「図書館」という。）において本市が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用場所)

第2条 無線LANの利用場所は、図書館の学習コーナー横に設けるスペースの周辺とする。

(利用時間)

第3条 無線LANの利用時間は、図書館の開館時間とする。ただし、図書館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用者の要件)

第4条 無線LANを利用することができる者は、個人とする。ただし、図書館の指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(接続通信機器)

第5条 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANに接続する通信機器（附属機器を含む。）及び当該通信機器に供給する電源を自ら確保するとともに、通信機器の設定を行わなければならない。

(費用等)

第6条 無線LANの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

(遵守事項及び禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANの利用に当たり、この規則、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、無線LANを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者、市、委員会及び図書館の指定管理者に対する次に掲げる行為
 - ア 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又はその可能性のある行為
 - イ 不利益若しくは損害を与える行為又はその可能性のある行為
 - ウ 謹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗に反する行為及びその可能性のある行為(公序良俗に反する情報の提供を含む。)
- (3) 犯罪的行為及びそれに結び付く行為又はその可能性のある行為
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 性風俗に関する活動及び性風俗に関する情報を閲覧する行為
- (6) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の者にメールを送信する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為及び提供する行為
- (8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを送信し、又は受信する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為及び委員会が不適切と認める行為

(違反時の責任及び措置等)

第8条 利用者は、前条第1項に規定する遵守事項に反した場合又は同条第2項各号に掲げる行為に該当する行為によって第三者等に損害が生じたときは、その損害に係る全ての法的責任を負うものとする。

2 図書館の指定管理者は、利用者が前条第1項に規定する遵守事項に反することが判明したとき又は同条第2項各号に掲げる行為に該当する行為を行ったときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者に対して無線LANの利用を停止することができる。

(免責事項)

第9条 市、委員会及び図書館の指定管理者は、無線LANの提供に当たり、次に掲げる事項について、いかなる保証も行わないものとする。

- (1) 無線LANを通じて得る情報等における完全性、正確性、確実性、有用性等
- (2) 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害
- (3) 無線LANを通じて登録、提供若しくは収集された情報の消失又は利用者の通信機器

及びその附属機器のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損若しくは漏洩等の被害

- (4) 無線LANを利用できなかったことにより生じた損害
- (5) 無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等
- (6) 無線LANを通じて利用し、請求された有料サービスの代金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無線LANに関連して発生した利用者及び第三者の損害（利用の中止等）

第10条 図書館の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に周知せずに無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 緊急に保守点検又は工事を行わなければならないとき。
- (2) システム障害、天災その他の非常事態により、無線LANが円滑に作動しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会又は図書館の指定管理者が無線LANの利用の中止をやむを得ないと認めるとき。

2 図書館の指定管理者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

（委任）

第11条 この規則に掲げるもののほか、無線LANの利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

教委議案第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定による協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、令和7年12月24日付で大東市長から協議の申し入れがあった特定社会教育機関の施設、設備その他の管理運営の基本的事項を定める規則の制定に関し、同意することについて、大東市教育委員会の議決を求める。

令和8年1月16日提出

大東市教育委員会

教育長 岡本功

大東市立図書館条例施行規則（案）

令和　年　月　日
規則第　号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立図書館条例（平成17年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場開場時間の特例)

第2条 大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（令和3年規則第19号）第4条の規定により、大東市立まなび南郷の使用申請の受付時間が変更された場合における大東市立西部図書館の駐車場の開場時間については、条例第5条ただし書の規定により、当該変更された受付時間の終了時間から15分を経過した時間までとすることができる。

(資料整理日)

第3条 条例第6条の表に定める図書館の毎月1回の資料整理日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	資料整理日
大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）
大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）
大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）

(個人貸出し)

第4条 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通勤又は通学する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市及び交野市に居住又は通勤若しくは通学する者は、本市に居住又は通勤若しくは通学する者とみなして、前項第1号及び第2号の規定を適用する。

3 大阪市及び東大阪市に居住する者は、本市に居住する者とみなして、第1項第1号の

規定を適用する。

(個人登録)

第5条 前条に定める者で貸出しを受けようとする者は、貸出利用券申込書(様式第1号)。

前条第2項及び第3項に規定する者にあっては様式第2号)により館長に申し込み、その登録を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による登録を行ったときは、当該個人貸出しを受ける者として登録を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、利用者番号を付与し、貸出利用券(様式第3号)を交付するものとする。ただし、登録者が貸出利用券の発行を希望しない場合は、館長が別に定める方法を用いて利用者番号を通知することにより、貸出利用券の交付したものとみなす。

3 前項の規定により、付与された利用者番号の有効期間は、個人貸出しを受ける者として登録された日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込みなければならない。

4 登録者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに貸出利用券申込書により館長に申し込みなければならない。

(利用者番号及び貸出利用券の紛失等)

第6条 利用者番号を漏えいし、若しくは登録者以外の者によって使用され、又は利用者番号若しくは貸出利用券を紛失した登録者は、速やかに届け出なければならない。

2 利用者番号又は貸出利用券が、登録者以外の者によって使用され損害が生じた場合の責任は、登録者が負うものとする。

(個人貸出しの冊数及び期間)

第7条 個人貸出しの図書館資料の貸出冊数は、同時に10冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、その冊数を別に指定することができる。

2 貸出期間は、当該図書館資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、2週間を限度として延長することができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を別に指定することができる。

(貸出しの停止等)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間図書館資料の貸出しを停止又は制限し、若しくはその登録を取り消すことができる。

- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、又は利用者番号若しくは貸出利用券を他人に使用させる等不正な行為をしたとき。
- (2) 個人貸出しを受け、前条第2項及び第3項に定める期間経過後もなお図書館資料を返納しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館の運営上必要と認めたとき。

(団体貸出し)

第9条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の学校、幼稚園、保育所、認定こども園等
- (2) 市内に活動の本拠を置き、市内を専らその活動の範囲とする事業所及び団体であつて、図書館資料の利用によりその活動に多大の効果が見込まれるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるもの

(団体登録)

第10条 団体貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ代表者を定め、団体貸出登録・更新申込書（様式第4号）により登録を申し込み、貸出利用券の交付を受けなければならぬ。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して1年（学校、幼稚園、保育所、認定こども園等主に年度単位で事業を行っている団体の場合にあっては、貸出利用券の交付を受けた日から当該日の属する年度の末日まで）とし、更新する場合は、団体貸出登録・更新申込書により再度登録を申し込みなければならない。

3 第1項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

4 第6条及び第8条の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第6条中「登録者」とあるのは「登録団体」と、第8条第2号中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「第11条」と読み替えるものとする。

(団体貸出しの冊数及び期間)

第11条 団体貸出しの図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員1人につき3冊以内とし、貸出期間は3か月以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、その冊数又は期間を別に定めることができる。

(自動車図書館)

第12条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の業務を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回日時、場所等は、館長が別に定める。

(貸出しを行わない図書館資料)

第13条 貸出しを行わない図書館資料は、次のとおりとする。

(1) 貴重図書

(2) 新聞及び広報の類

(3) 古書及び古記録の類

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に館長が指定する図書館資料

(他の図書館との相互貸借)

第14条 他の図書館との図書館資料の相互貸借は、それぞれの図書館で所蔵していない図書館資料に限り、行うことができる。

2 他の図書館の図書館資料の取扱いについては、本市図書館の取扱いに準じるものとする。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第15条 館長が適当と認めるときは、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(使用料の減免)

第16条 条例第7条の規定により、市長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

(1) 市長その他本市の実施機関が使用するとき。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難な者が使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が免除をする必要があると認めるとき。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第17条 第4条第1項、第5条(第3項を除く。)、第7条から第9条まで、第10条第4項、第11条、第12条第2項、第13条、第15条及び前条の規定は、条例第10条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(第3項を除く。)、第7条から第9条まで、第11条、第12条第2項、第13条及び第15条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、前条(第1号を除く。)中「市長」とあるのは「指定

管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

貸出利用券申込書

年　月　日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

<u>ふりがな</u>	
<u>氏名</u>	
<u>年　月　日生まれ</u>	
第1希望： ()	
電話番号 第2希望： ()	
検索システム（O P A C）で登録をお願いします。	
<u>メールアドレス</u>	詳しくはスタッフまでお尋ねください。
<u>〒　—</u>	
<u>住所</u>	

小・中学生 学校 年
市外居住者で市内に通勤・通学の方はご記入ください。

名称：	(学年)
所在地：大東市	
電話番号：	()

確認（保・運・学・他： ）（龍・寺・諸・楠・北・三）

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号： 受付者（ ）

[仮券番号： ／旧番号：] 有効期限

[利用券発見] 年　月　日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第2号（第5条関係）

広域利用者用

貸出利用券申込書

(守口市・枚方市・寝屋川市・門真市・四條畷市・交野市・東大阪市・大阪市・その他)

年　月　日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

ふりがな

氏名

年　月　日生まれ

第1希望：（　　）

電話番号 第2希望：（　　）

検索システム（O P A C）で登録をお願いします。

メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。

〒　—

住所

北河内7市以外の居住の方で、大東市以外の北河内6市に通勤・通学の方は、下記もご記入ください。

名称： (学年　　)

所在地：

電話番号： (　　)

確認（保・運・学・他：　　）（龍・寺・諸・楠・北・三）

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号： 受付者（　　）

[仮券番号：　　／旧番号：　　] 有効期限

[利用券発見] 年　月　日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第3号（第5条関係）

(表)

貸出利用券	
大東市立図書館	

(裏)

◎本などをかりるときは、このカードをおだしください。			
	大東市立中央図書館	大東市立西部図書館 「来ぶらり南郷」	大東市立東部図書館 「来ぶらり四条」
でんわ			
ところ			
かしだし時間			
おやすみの日			
◎このカードで、上のどの図書館でもご利用できます。			

様式第4号（第10条関係）

団体貸出登録・更新申込書

年 月 日

(宛先)

団体貸出しの登録を申し込みます。

なお、利用に当たっては、関係の規則及び要綱を守ります。

新規・更新	登録申込者	ふりがな 氏名
団体名		
所在地	電話 ()	
代表者氏名		
担当者氏名	電話 ()	
図書館資料保管場所		

団体構成員 人
貸出限度冊数 冊

_____ (ここからは、記入しないでください。) _____

利用者番号： 受付者（ ）

有效期限

年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則（案）

令和　年　月　日
規則第　号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立西部図書館（以下「図書館」という。）において本市が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用場所)

第2条 無線LANの利用場所は、図書館の学習コーナー横に設けるスペースの周辺とする。

(利用時間)

第3条 無線LANの利用時間は、図書館の開館時間とする。ただし、図書館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用者の要件)

第4条 無線LANを利用することができる者は、個人とする。ただし、図書館の指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(接続通信機器)

第5条 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANに接続する通信機器（附属機器を含む。）及び当該通信機器に供給する電源を自ら確保するとともに、通信機器の設定を行わなければならない。

(費用等)

第6条 無線LANの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

(遵守事項及び禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANの利用に当たり、この規則、不正アクセス行為の禁止等に

関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、無線LANを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第三者、市及び図書館の指定管理者に対する次に掲げる行為

ア 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又はその可能性のある行為

イ 不利益若しくは損害を与える行為又はその可能性のある行為

ウ 謹謗中傷する行為

(2) 公序良俗に反する行為及びその可能性のある行為（公序良俗に反する情報の提供を含む。）

(3) 犯罪的行為及びそれに結び付く行為又はその可能性のある行為

(4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 性風俗に関する活動及び性風俗に関する情報を閲覧する行為

(6) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の者にメールを送信する行為

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為及び提供する行為

(8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを送信し、又は受信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為及び市長又は図書館の指定管理者が不適切と認める行為

（違反時の責任及び措置等）

第8条 利用者は、前条第1項に規定する遵守事項に反した場合又は同条第2項各号に掲げる行為に該当する行為によって第三者等に損害が生じたときは、その損害に係る全ての法的責任を負うものとする。

2 図書館の指定管理者は、利用者が前条第1項に規定する遵守事項に反することが判明したとき又は同条第2項各号に掲げる行為に該当する行為を行ったときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者に対して無線LANの利用を停止することができる。

（免責事項）

第9条 市及び図書館の指定管理者は、無線LANの提供に当たり、次に掲げる事項について、いかなる保証も行わないものとする。

- (1) 無線LANを通じて得る情報等における完全性、正確性、確実性、有用性等
- (2) 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害
- (3) 無線LANを通じて登録、提供若しくは収集された情報の消失又は利用者の通信機器及びその附属機器のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損若しくは漏洩等の被害
- (4) 無線LANを利用できなかったことにより生じた損害
- (5) 無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等
- (6) 無線LANを通じて利用し、請求された有料サービスの代金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無線LANに関連して発生した利用者及び第三者の損害

(利用の中止等)

第10条 図書館の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に周知せずに無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 緊急に保守点検又は工事を行わなければならないとき。
- (2) システム障害、天災その他の非常事態により、無線LANが円滑に作動しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長又は図書館の指定管理者が無線LANの利用の中止をやむを得ないと認めるとき。

2 図書館の指定管理者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(補則)

第11条 この規則に掲げるもののほか、無線LANの利用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

質問概要

一般業務報告：令和8年1月16日

令和7年 大東市議会 定例月議会（12月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《光城 敏雄 議員》

○学校給食について【教育総務部】

(小・中学校の残菜率、食品添加物の使用状況 等)

《みずおち 康一郎 議員》

○教育現場における性暴力対策について【学校教育政策部】【教育総務部】

(本市での事例の有無、令和7年7月1日通知、本市での対応 等)

《おおか 真司 議員》

○オンラインリスニング英語教育の導入について【学校教育政策部】

(オンラインリスニング教育の効果と有効性、他市の導入状況)

《澤田 貞良 議員》

○日本語指導の体制について【学校教育政策部】

(日本語支援員の配置や支援体制、多言語支援や相談窓口の強化 等)

《あづま 健太郎 議員》

○北条小・中学校の小中一貫教育(仮称)ほうじょう学園構想【教育総務部】

(事業進行、地域住民の関わり、北条小体育館空調設備)

《児玉 亮 議員》

○大阪関西万博について【学校教育政策部】

(教育の観点からどうだったか)

○本市の教育について【学校教育政策部】【教育総務部】

(性教育の学習指導要領での取扱い、教員研修 家庭での性教育の支援体制)

《杉本 みゆき 議員》

○自転車に関する道路交通法改正の周知徹底と安全講習について【学校教育政策部】

(小中学校における安全講習の開催)

○S A Fについて【教育総務部】

(小学校給食油の回収とその後の活用)

質問概要

《北村 哲夫 議員》

○義務教育学校について【教育総務部】

(進捗、国に対する働きかけと内部調整の状況について)

○道徳教育について【学校教育政策部】

(愛国心について)

《中村 晴樹 議員》

○別居親行事参加のフローチャートについて【学校教育政策部】【教育総務部】

(保護者登録、非親権者の対応、ガイドライン策定 等)

○任意団体の加入について【教育総務部】

(P T Aからの寄付総額、過去5年の手続き件数と額、職務専念義務免除の実態等)

○放課後児童クラブの社協の対応について【教育総務部】

(退所を促す文書件数と共有方法、暴力事案の件数、行政指導 等)

《木田 伸幸 議員》

○I C Tの利活用方法について【学校教育政策部】

(不登校支援、インプット・アウトプットの方法、個別最適協働的な学び)

○A I ドリルの評価について【学校教育政策部】

(市長部局と教育委員会との評価の違い)

《品川 大介 議員》

○新端末への移行トラブルについて【学校教育政策部】

(移行トラブルと課題、Web版との互換性U S Bや投影等の制限)

○A I ドリル執行の顛末について【学校教育政策部】

答弁概要

一般業務報告：令和8年1月16日

令和7年 大東市議会 定例月議会（12月）一般質問要旨（教育委員会関係）

5 4番 光城 敏雄 議員
教育総務部

質問内容

5 学校給食について

- 10 ① 小・中学校の残菜率はどの程度ですか
③ 食品添加物の使用状況はどうなっていますか
④ パンにショートニングは使われていますか

答弁内容

15 ① 今年度における小・中学校の残菜率の状況につきましては、小学校では、主食とおかずの残菜率は、ともに2%前後で推移しておりますが、中学校では、主食が平均して10%、おかずは20%、汁物は5%前後の推移となっております。

とりわけ、中学校のおかずの残菜率については、生徒が比較的苦手とされる魚や野菜が多くを占めております。

20 一方で、長年にわたる調査では、少しづつではありますが、残菜率が減っている傾向にございます。

今後も、生徒が考案したレシピを給食献立に採り入れたり、味付けや量の調整、地産地消の取組みなど工夫を凝らし、食育の推進を図りながら、引き続き、残菜率の減少に努めてまいります。

25 ③ 食品添加物の使用に関しては、文部科学省が定める『学校給食衛生管理基準』に「有害もしくは不必要的着色料、保存料、漂白剤、発色剤などの食品添加物が添加された食品は使用しないこと」と規定されており、本市は、この基準に基づき、子どもたちの健康と安全を最優先に考え、給食物資の選定を行っています。

30 この食材の選定においては、国産の食材を中心に、無添加のものを優先し、こうしたものがない場合には、化学調味料やその他の添加物を可能な限り少量使用し、残留農薬等の安全が確認できる食品に限定しております。

35 また、海外で製造・加工している食品の場合は、製造管理について安全を証明できる書類と、細菌検査結果の書類の提出を求め、安全管理の下で製造されているものを使用しております。

今後も引き続き、『学校給食衛生管理基準』に照らし、適切な衛生管理を行ない、より安全で安心できる給食の提供に努めてまいります。

答弁概要

④ 本市の学校給食で提供しているパンは、大阪府学校給食会から納入しているものであり、天然由来の成分を基に製造されております。

具体的には、トランス脂肪酸の含有量が 100 グラムあたり 0.06 グラムと極めて低いことが確認されています。

5 また、現在では製造技術が進歩し、トランス脂肪酸の含有量が極めて低い製品が主流となってきております。

このため、本市が学校給食で提供しているパンに使用されているショートニングにつきましても、健康への影響は無く、バランスの取れた脂肪酸の摂取範囲内となっております。

10

5番 みずおち 康一郎 議員

質問内容

6 教育現場における性暴力対策について

① 本市での事例の有無について

ア 小・中学校について【学校教育政策部】

イ 幼稚園、放課後児童クラブについて【教育総務部】

② 令和7年7月1日文部科学省通知について【学校教育政策部】

③ 本市での対応について【学校教育政策部】

④ 防犯カメラの導入について【学校教育政策部】

⑤ 私用スマホ、タブレットの利用制限等について【学校教育政策部】

答弁内容

25 ①ア 本市におきましては、現在のところ、教職員や児童生徒に関係する性暴力と認定された事案の報告はございません。

引き続き、被害の未然防止と早期発見に努めてまいります。

30 ①イ 現在のところ、幼稚園や放課後児童クラブにおいて性暴力と認定された事案の報告はございません。

今後、幼稚園の教員や放課後児童クラブ支援員等に対する研修の実施を図り、性暴力の未然防止に努めてまいります。

35 ② 令和7年7月1日付文部科学省通知「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」につきましては、「児童生徒性暴力等は原則懲戒免職処分対象であること」「児童生徒や保護者との私的SNS連絡の禁止」「教師が児童生徒を私用端末で撮影することの禁止」「密室環境の解消や組織的指導体制の強化」「事案発生時の迅速な通報・連携」などが明確に示されており、服務規律の徹底と未然防

答弁概要

止の強化が求められております。

③ 本市におきましては、当該通知を踏まえ、関係法令や基本指針の確認を各学校に徹底しております。

5 具体的な対策としまして、①「児童生徒性暴力防止のための研修の実施と計画的な継続」②「密室化しやすい更衣室や相談室などの点検と対策の推進」③「教室等の整理整頓による盗撮等物理的環境の整備」④「教職員によるSNS等を介した児童生徒等との私的なやりとり禁止の周知徹底」⑤「私的な端末での無断撮影や学校所有の端末の画像管理体制の厳格化」⑥「相談窓口の明示と児童生徒・保護者への周知」を各校
10 へ指示しております。

これらの取組み状況はチェックリストにより状況確認を行っております。

市教育委員会としましては引き続き、児童生徒が安心して過ごせる教育環境の確保に取り組んでまいります。

15 ④ 防犯カメラの設置につきましては、不祥事防止の一手段であるとの意見がある一方、プライバシーや児童生徒の心理的影響、運用管理コストなどの課題もございますことから、慎重な判断が必要であり、市教育委員会としましては、現時点では学校内への防犯カメラ導入は予定しておりません。

一方、先ほど申し上げました児童生徒の安全・安心な校内教育環境の確保につきましては、文科省通知にもございました「密室環境を避ける」べく、「面談室・相談室の見通し改善」「個別指導時の複数職員体制」「教室・職員室スペースの整理と見える化」等の運用改善を進めており、引き続き、仕組みづくり・組織体制による不祥事防止を基本として取り組んでまいりたいと考えております。

25 ⑤ 本市小・中学校におきましては、文部科学省より通知が発出される以前の令和6年4月1日に「大東市立小・中学校情報セキュリティポリシー」の改定を行っており、学校ホームページの掲載を目的とした、校長の許可を得て行う撮影を除き、児童生徒の写真撮影を禁止しております。さらに、文部科学省通知以降、このルールをさらに厳格化し、いかなる場合においても私用スマホ等での児童生徒の撮影は禁止し、各校への周知を行ったところでございます。

なお、公用の教員用タブレット端末につきましても、個人情報の扱いはクラウド上での運用としており、データとして個人が校外へ持ち出すことはできないようになっております。

併せまして、教員の校外における私物のSNS等の利用につきましても、毎年通知を発出しており、その中では、「児童・生徒や保護者とSNS等を使用して、私的なやりとりを禁止とする」と、「SNS等の利用については、個人情報の漏えいや人権侵害につながる可能性もあることから、例え私的な利用であっても、教育公務員として常に細心の注意を払うこと」を指示しております。

答弁概要

市教育委員会としましては、物理的な制約と併せて、教育公務員としての服務規律・モラルにつきまして引き続き指導してまいります。

5 **6番 おおか 真司 議員
学校教育政策部**

質問内容

3 オンラインリスニング英語教育の導入について

- 10 ① オンラインリスニング教育の効果と有効性について
② 他市の導入状況について

答弁内容

15 ① 本市における今年度の英語教育の目標といたしましては、昨年度に引き続き「生きて使える英語力の育成」と設定し、学びの土台は、Speaking「話すこと」とListening「聞くこと」であることを再確認しているところでございます。

20 小学校段階からの Speaking と Listening を大切にした取組みが、中学校段階での Reading 「読むこと」と Writing 「書くこと」の学びにつながります。外国語の学習指導要領にも、「聞く・話す・読む・書くの4技能をバランスよく学ぶこと」と記載されており、「聞くこと」が一番最初に示されていることからもその有効性がうかがえます。

25 効果的な英語学習は、豊かなインプットから始まることから、できるだけたくさんの英語を日常的に子どもたちに「聞かせる」必要があり、本市では英語指導助手・A E Tを活用した事業をさまざまな形で提案し、現在10名のA E Tが、中学校だけでなく小学校にも多くの時間、関わることができるよう配置を工夫しております。

これからの取組みにより、本市における「英検3級相当以上を取得している中学3年生」は10年前の21.6%から昨年度末で44.2%と、2倍以上の取得率となるなど効果が表れているところでございます。

30 市教育委員会としましては、今年度も新たな事業として、各校担当のA E Tが自校だけでなく、他校の担当A E Tとチームを組んで一つの学級に入ることができます「A C T—A E T！」という名称の取組みを始めたり、現在導入しておりますA I型デジタルドリルに搭載しております英会話システムも活用する等、今後も、児童生徒がより実践的に聞いたり話したりする活動を充実させてまいります。

- 35 ② 児童生徒の英語による会話力強化につなげることを目的に、令和7年9月時点において府内16の小学校、45の中学校・高等学校が、大阪府作成の英語学習ツール「BASE IN OSAKA」という有償の学習ツールを利用していると把握しております。

答弁概要

このツールに関しましては、現状、スピーチングやスピーチ練習、英作文練習の機能が付いておりますが、英会話機能は登載されておらず、教科書の内容と連動させることが難しく、家庭学習やスピーチ練習、発音の採点に限られた活用となっているとも聞いております。

- 5 市教育委員会としましては、各種英語学習ツールのメリット・デメリットを比較しながら、子どもたちの状況や学校のニーズに合ったものを活用できるよう、検討してまいります。

10 9番 澤田 貞良 議員
学校教育政策部

質問内容

3 日本語指導の体制について

- 15 ① 日本語支援員や支援体制の不足に伴う教員負担の増加や学力格差の拡大に係る対策について
② 外国人保護者への多言語支援や相談窓口の強化に関する方針について
③ 教育における公平性の担保について

20 答弁内容

① 本市小・中学校に在籍しております日本語指導が必要な児童生徒数は、今年度1月時点で84人となっており、ここ数年、増加傾向にございます。

特徴といたしましては、少数散在と特定校への集中が挙げられ、日本語指導を必要とする児童生徒が20名を超える在籍の学校がある一方、一人もいない学校もございます。

また、まったく日本語が理解できない児童生徒が、ご家族の仕事の都合で本国から急に編入して来るような際には、対応に苦慮することもございますし、近年の傾向としましては、これまで編入・転入のなかった言語を母語とする児童生徒が増えてきている状況であり、市教育委員会としましては、日本語支援員の学校配置や巡回指導の実施、そして翻訳端末の貸し出しなど、様々に施策を講じているところでございます。

② 本市におきましては、中国、ベトナム、ネパールなどにルーツのある児童生徒が多く、少数ではスリランカやカンボジア等の児童生徒も在籍しております。同じ言語を母語とする児童生徒が複数在籍している場合は、普段感じていることについて、母語を使って語り合うようなコミュニケーション活動の取組みや、保護者懇談に日本語支援員が同席して、細かなニュアンスをお互いに伝え合いながら理解を深めるといった支援を行っております。

答弁概要

学校行事や必要な情報・案内、学校・学年・学級だより等の文書につきましては、日本語支援員が直接保護者とやりとりを行い、注釈を入れたり補足説明をすることで、保護者にも情報が正しく伝わるよう支援を行っております。

相談窓口につきましても、教育支援センターにございます教育相談室での多言語対応や、北河内地区で共催しております多言語進路ガイダンスの実施など、現在の取組みをブラッシュアップするとともに、より幅広く相談を受け付けることができる仕組み・体制づくりにつきましても引き続き構築してまいります。

③ だれ一人取り残さず、すべての子どもたちの学びを保障するために、本市には、府費の日本語指導加配教員が複数名配置されており、市内各校の日本語指導のかなめの役割を担いながら市費の日本語支援員とも緊密に連携しながら支援を広げております。

また、令和5年度からは自動で会話を翻訳できるAI端末「ポケトーク」を市独自で導入し、利用をスタートさせております。

さらに、今年度9月より導入された教職員用デジタル端末にも翻訳アプリが搭載されており、アナログとデジタルのそれぞれの特徴を生かしながら、児童生徒がより過ごしやすい学校環境の整備を進めているところでございます。

市教育委員会としましては、日本語支援が必要な児童生徒も、他の児童生徒同様、本市で学ぶ大切な児童生徒であり、本来教員は授業運営に支障が出る以前に、一人ひとりを大切にした指導・支援を施すことは教員の本分であると考えております。

そのうえで、専門的な対応については、加配教員の配置と併せて、母語で支援できる日本語支援員も確保しながら、日本語指導が必要な児童生徒はもとより、すべての児童生徒が安心して学ぶことのできる、教育の公平性を確保できる環境、受け入れ体制の充実を図ってまいります。

25

10番 あずま 健太郎 議員
教育総務部

30 質問内容

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

- ① 学校創設に向けた現在の事業進行
- ② 学校創設に向けた地域住民の関わり
- ④ 北条小体育館の空調設備（工事期間中の児童・生徒の環境）

35

答弁内容

① 検討委員会をはじめ、学校関係者、保護者の皆様、地域の方々から、数多くのご意見を頂戴し、この度、（仮称）ほうじょう学園の基本設計が整ったところでございま

答弁概要

す。

また、9月定例月議会では、実施設計と工事にかかる補正予算のご議決を賜り、その後の準備をすすめているところでございます。

5 10月3日には、「総合評価一般競争入札」による「公告」を行い、今月15日から提案書の受付を開始いたしました。

年明け1月には、「入札」と、「総合評価審査委員会」による「評価」を行い、翌年の3月定例月議会には、「契約議案」が提出できるよう事務をすすめてまいります。

10 ② (仮称) ほうじょう学園の創設に向け、様々な準備をすすめていくにあたり、まずは学校名を決める必要がございます。

現在、学校名を公募しているところであり、ホームページへの掲載や北条地域の各施設にてチラシを配架頂くとともに、北条認定子ども園への保護者への周知や、北条中学校文化祭、北条小学校音楽会、北条ふれ愛フェスティバルに出向き、保護者や来場者に案内を行ったところでございます。

15 とりわけ、北条小学校の児童や北条中学校の生徒たちからは、それぞれ応募頂くことになっており、各校から複数の候補案を提示頂く予定にしております。

子どもたちをはじめ、多くの方々に、学校名を決めていく過程に関わって頂き、新しい学校づくりに関与頂きたいと考えております。

一方、今夏に実施いたしました地域説明会で頂戴しましたご意見につきましては、20 必要に応じて、改めて個別にご意見を拝聴する機会を設けているところでございます。

教育委員会だけで処理することができない内容もございますことから、関係各部局とも調整を図り、継続的に対応を講じております。

今後とも、様々な広報活動を通じて、また、頂戴するご意見に対して真摯に対応し、保護者や地域の方々の更なるご協力・ご理解を得られますよう、努めてまいりたく存じます。

30 ④ 北条小学校につきましては、令和12年度に「(仮称) ほうじょう学園」を開校する予定でございますが、開校までの間の在籍児童に対しましては、教育活動における熱中症予防などの観点から何らかの対応が必要であると認識しているところでございます。

現在、コスト面と性能を両立させることができないか、又は、断熱・遮熱対策を効果的に採り入れることができないかなどの検討を進めているところでございます。

35 今や教育活動における良好な環境確保の観点は大切な要因でございますので、出来る限り創意工夫を凝らし、限られた期間内を鑑みた対策を講じてまいりたいと考えております。

答弁概要

11番 児玉 亮 議員

学校教育政策部

質問内容

5 1 大阪関西万博について

- ① 教育の観点からどうだったか

答弁内容

10 ① 大阪・関西万博における教育的意義につきましては、テーマでもあります、「命の原点に改めて向き合うこと」「未来社会について主体的に考え、行動するきっかけにできること」「次世代の技術や社会システムに触れることで、万博でしか味わえない経験ができること」「国際理解を深めるとともに、日本の魅力を再発見する場となること」などが挙げられます。

15 各校からは、「海外や未来について考えるきっかけとなった」や「外国の方と英語でコミュニケーションをとる機会となった」、「本物の iPS 細胞を見ることで、再生医療の可能性について興味をもつことができた」等の児童・生徒の声が寄せられております。

20 各校が明確なねらいをもって大阪・関西万博への校外学習を実施したことで、世界の多様な文化や未来社会の最新技術について知ることによる、学校の中だけでは体験できない学びを得ることができ、それが児童・生徒の好奇心や探究心をかき立てるきっかけとなっております。

25 また、帰校後には、自らの学びを壁新聞等にまとめ、廊下に掲示するなどし、他学年の仲間や来校者へ、その学びを発信したり、事前に自分たちで調べた内容を、現地で実際に見聞きしたものと比較・検証するなど、学びが深められるような活動を行っており、教育的価値の大きい行事であったと感じております。

11番 児玉 亮 議員

質問内容

30 4 本市の教育について

- ① 性教育の学習指導要領での取扱いについて【学校教育政策部】
- ② 教員研修の実施状況【学校教育政策部】
- ③ 家庭における性教育について、保護者に対する講座などの支援体制はどのようにになっているか【教育総務部】

答弁内容

① 学習指導要領における「性に関する内容」の取扱いにつきましては、HIV 感染

答弁概要

拡大などを受け、1992年(平成4年)度、全面実施の学習指導要領「小学校保健」と「小学校理科」の学習内容に、初めて「性に関する内容」が盛り込まれました。

その後、時代や世相による変化はあるものの、1998年改訂、2002年(平成14年)度、全面実施の学習指導要領以降、現在と同様の取り扱いとなっており、指導内容につきましては、全ての学年で学習指導要領に基づき、校種ごと系統立てて教育課程を編成しております。

小学校第1学年および第2学年では、生活科や特別の教科道徳の授業におきまして、学級担任と養護教諭等が連携して発達段階に応じた指導内容を検討し、「命の大切さや体の特徴」について学習をしております。

第3学年から第6学年では体育科における保健領域の学習におきまして、「思春期の心と体の変化、子どもと大人の体の違い」などについて発達段階に応じた学びを進めております。

中学校におきましては、保健体育科において「異性の尊重や性感染症の予防」などについて学ぶことに加え、具体的なデータや事例を基に、性に関する様々な情報とどのように向き合っていくか、また性に関するトラブルに巻き込まれないようにするためににはどう行動すべきかなど、自分事として考える時間も大切にしながら、3年間の中で系統的かつ多面的に学びを積み重ねております。

今後も各校に対しましては、学習指導要領に基づき、適切に教育課程を編成するよう指導してまいります。

② 教員研修につきましては、市教育委員会主催として、今年度は、養護教諭を対象としたとして、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターより医師および看護師を講師として招き、最新の情報や正しい知識を得るための研修を実施しております。

また、大阪府教育庁主催の、府内全教職員を対象とした「性に関する研修会」や「性感染症予防講習会」等に参加することでも、その見識を高めております。

加えまして、独立行政法人教職員支援機構より、授業で活用できるよう、研修動画が多数提供されており、各校や各教員の実態に応じて活用され、指導に活かされております。

児童・生徒が自分自身の体と心を大切にし、正しい情報等を基に、発達段階に応じて自ら思考・判断したうえで、適切に行動ができる力を育成していくよう、引き続き教員研修を計画・実施するとともに、国や大阪府が実施する各種研修等の周知に努めてまいります。

③ 様々な媒体により性に関する情報が氾濫する昨今の子育て環境において、子どもが間違った性の情報に触れたり、性に関する悩みを一人で抱える前に、身近で信頼できる大人である保護者から、子どもに正しい知識を伝えることは大切であると考えております。

一方で、保護者が子どもに対して、性をどう正しく伝えるべきか方法がわからない

答弁概要

など、不安に思われている方も多いのではないかと感じております。

こうしたことから、本市教育委員会では、令和5年度から、「家庭教育支援事業」の一環として、性教育をテーマに、毎年度、思春期保護者向けセミナーを実施し、専門的な知識を有する講師にお話をいただき、保護者の方々に学習機会の場を設けているところでございます。

今後につきましても、家庭での性教育の在り方をはじめ、子どもの性の悩みを抱える保護者に対し、家庭教育の支援の場の継続の拡充に努めてまいりたいと考えております。

10

12番 杉本 みゆき 議員

学校教育政策部

質問内容

3 自転車に関する道路交通法改正の周知徹底と安全講習について

② 小中学校における安全講習の開催

答弁内容

② 毎年、四條畷警察の主催により、小学校では第1学年において「歩行者のルール」に関する交通安全教室、第3学年において「自転車のルール」に関する交通安全教室を実施しております。

小学校の運動場に横断歩道や仮の信号、踏切等を設置し、警察の方のお話を聴くだけでなく、実際に子どもたちが動きを確認しながら、実践・体験型の取組みとして交通安全について学んでおります。

また、一般社団法人 交通安全協会が主催する「交通安全こども自転車大阪府大会」が6月に開催され、四條畷警察署管内の代表として、今年度は深野小学校5年生が出場するなど、交通安全教育の効果をより一層高める取組みにも参加しております。

さらに、小学1年生に向けて「交通安全教育教材」として下敷きを配付し、教室で歩行者のルールについて学ぶとともに、保護者に対して、大阪府教育庁作成の「家庭における交通安全教育保護者用テキスト2025」を夏に配付し、ご家庭においても交通安全の重要性を学ぶ機会を設けていただけるよう、お願いしております。

他にも、「自転車の違反に『青切符』が導入される」という内容が記載された大阪府警察本部からの啓発チラシも小・中学校へ周知し、活用を依頼しているところでございます。今回の道路交通法改正は、16歳以上の者による自転車の交通違反についてであることから、自転車利用に関して幅広い世代が制度改正の趣旨と正しい交通ルールを理解することが求められております。

今後も、大阪府警察本部並びに四條畷警察等と連携を図りながら、映像や統計資料などを効果的に活用した子どもたちの意識を高める交通安全教育を推進してまいり

答弁概要

ます。

12番 杉本 みゆき 議員

5 教育総務部

質問内容

4 SAFについて

② 小学校給食油の回収とその後の活用

10

答弁内容

② 現在、小学校給食では、年間約7,000キロの使用済み食用油が排出されておりますが、その回収につきましては、市が協定を結ぶ「植田油脂株式会社」に依頼し、年に6回程度、小学校12校を巡回し、定期的に行っているところでございます。

15

当該事業者は、「油脂の製造及び販売、廃食油のリサイクル」を行っておられ、従来から、使用済み食用油の回収をお願いしてまいりました。

回収された油は、精製後、様々な用途に有効活用され、例えば、石けんの原料や、鳥・豚などの飼料用として再利用しております。

20

特に石けんは、数量に限りがございますが、再び学校に配布するなどのリサイクルに活用しているところでございます。

また、当該事業者に確認したところでは、SAF（持続可能な航空燃料）の原料としての再利用も検討しているとのことでございます。

教育委員会としましては、今後も、使用済み食用油が有効に活用され、子どもたちの環境教育にも反映できるような取組みを図ってまいりたいと考えております。

25

13番 北村 哲夫 議員

教育総務部

30

質問内容

6 義務教育学校について

① 進捗は

答弁内容

35

① 本年9月定例月議会におきまして、(仮称) ほうじょう学園実施設計・工事に係る予算案のご議決を賜り、その後デザインビルド方式にて「総合評価一般競争入札」を実施し、来年の3月定例月議会にて契約議案が提出できるよう事務をすすめているところでございます。

答弁概要

地域の方々に対しましては、本年8月に第9回目になる「検討委員会」を開催いただき、学校名の決定過程について協議され、現在では小中学校や地域の行事におきまして、校名募集と学校設置の広報を行っているところでございます。

5 また、並行して、保護者説明会、地域説明会を開催し、校舎の概要や工事スケジュールなどの説明を行い、ご意見を拝聴したところでございます。

本事業におきましては、80億円を超えるこれまでにない予算規模になっており、補助金等の活用が非常に重要になってまいります。

10 校舎新設部分に適用される「公立学校施設整備費負担金」、既存校舎の整備に適用される「学校施設環境改善交付金」の活用を主としながら、前面道路の改修などにおいては、「社会資本整備総合交付金」を活用するなど、本市単体の負担額が最小限となるよう、あらゆる補助金等の活用を図ってまいりたいと考えております。

計画的に整備をすすめるにあたりましては、こうした負担金や交付金の採択は必須条件となります。

15 本事業を完遂するため、今後の予定や計画に関して、引き続きしっかりと国や大阪府に伝え、ご教示を頂くなどの対応を講じてまいりたいと考えております。

13番 北村 哲夫 議員

教育総務部

20

質問内容

6 義務教育学校について

② 国に対しての働き掛けと内部調整の状況について 【教育長答弁】

25

答弁内容

② 現在設置を進めています（仮称）ほうじょう学園は、これまで本市が手掛けてまいりました長寿命化改良工事に加え、学校運営を継続しながら増築棟を設けるといった、手法を用いるものでございます。

30 1つの事業に対し、異なる補助金項目を申請する複雑な手続きになることが見込まれますことから、これまでも大阪府との事前協議を行うなど、慎重に進めているところでございます。

本年10月には文部科学省に直接お伺いし、本市の取組内容について詳細なご説明を行い、状況をお知り置きいただきますとともに、文部科学省からは補助金に関する動向や手続きについて、ご教示いただいたところでございます。

35 得られた情報につきましては、補助金申請をはじめとする様々な事務を円滑に進むことができますよう、教育委員会事務局内の関係部署にて共有いたしました。

本市初となります義務教育学校設立に向けて、今回、文部科学省に直接ご教示いただく貴重な機会を得ましたことは、事務の精度を高めることはもとより、今後、

答弁概要

情報共有や連携を進めるうえで、たいへん有意義な契機となったものと考えております。

児童・生徒の学習環境の整備と向上を第一に考え、合わせて、市の財政負担を最小限とすべく今後の国・府の動きを注視し、確実に事業を推進してまいる所存でございます。

13番 北村 哲夫 議員

学校教育政策部

10

質問内容

7 道徳教育について

① 愛国心について

15 答弁内容

① 特別の教科道徳の学習指導要領では、内容項目の一つとして「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」が挙げられており、小学校では、学年に応じて段階的に「国や郷土の文化に親しみ、大切にし、愛する心をもつこと」が目標とされており、中学校では、「社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること」等が挙げられています。

一方で、「他国の人々や文化について親しむ・関心をもつ・理解する。他国を尊重し、国際的視野をもって世界の平和と人類の発展に寄与する」等の「国際理解・国際貢献」という内容項目もございます。

例えば今年大阪の地で開催されました大阪・関西万博におきましては、児童生徒が諸外国の文化等に触れることで、他国の人々や文化について関心をもち、理解するとともに、自国の文化や伝統についても見つめ直す機会となりました。

今後も引き続き学習指導要領に基づき、児童・生徒が自己を見つめ、多面的・多角的に物事を考えることができるよう、指導してまいります。

30

14番 中村 晴樹 議員

質問内容

1 別居親行事参加のフローチャートについて

① 保護者登録について【教育総務部】

② 非親権者の対応は【学校教育政策部】

③ 選択的共同親権により監護権や単独親権行使での意見対立等、学校が紛争に巻き込まれるのを危惧している。ガイドラインを策定していく考えは

答弁概要

【学校教育政策部】

答弁内容

① 『学校教育法』第16条では、親権者は「保護者」である旨、定義されておりますが、学齢簿の編成につきましては、『同法施行令』第1条において、「住民基本台帳に基づいて行う」と規定しております。

こうしたことから、離婚された家庭におきましては、子どもの親権者と監護者が異なる場合は、実際に同居していない親権者には、学校からの通知が届かないという問題が生じている状況でございます。

一方、現在、国の学齢簿システムの標準化に向けた取組みが進行中でございます。

先月、「離婚後の共同親権者が登録されている場合は、両方の親権者を記載する」旨、標準パッケージに関する仕様案が示され、検討過程にある状況でございます。

また、親権者が離婚されたことを、行政が掌握することについては、「双方の保護者からの申請や通知」を想定している模様でございます。

現段階では、国の方も、検討中であることから、今後の動きを注視する必要がございますが、市教育委員会としましては、法令等の適用を基本としつつ、子どもの最善の利益を確保することを意識しながら、適切な制度運用を図っていく必要があるものと認識しているところでございます。

② 親権を有していない父親あるいは母親につきましては、子どもの気持ちを第一に考え、父母間での協議のうえで行事へ参加をいただいております。

例えば、運動会で父と母が距離をとって見学したり、学習発表会で時間帯をずらして父母が参観したりするなど、その工夫はさまざまですが、市教育委員会としましては、父母間での協議と併せて、子どもの気持ちが置き去りにならないよう「子どもの声・気持ち」を第一に、その在り様を考える必要があると考えております。

③ 来年4月の共同親権制度運用開始に向けて、先ほど申しましたフローチャートをよりわかりやすいものにしていく必要があると考えております。

具体的な対応を記載したガイドラインの作成につきましては、やはり国からの指示や助言を踏まえなければ、何度もガイドラインを改定することになり、混乱を生じさせる可能性もあることから十分に内容を精査する必要がございます。

共同親権に関する理念、そして子ども一人ひとりの最大限の利益を優先しながら、法務省が作成している「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のためのQ & A解説資料」を参考に、大阪府教育庁などとも連携をして、年度末までには各校へ示せるよう作成してまいります。

答弁概要

14番 中村 晴樹 議員
教育総務部

質問内容

5 3 任意団体の加入について

- ① 全学校のPTAからの寄付総額は
- ② 過去5年で備品など寄付を受け入れていいか判断する手続きの件数と額は
- ④ 全学校の口座名義と管理状況は
- ⑤ 職務専念義務免除の実態は

10

答弁内容

① 在校児童・生徒の健やかで充実した学校生活などに寄与すべく、各単位PTAによる活動の一環として自発的な学校への寄付が行われているものと承知しております。

15

全学校におけるPTAからの寄付の総額につきましては、学校に調査をいたしましたところ、年間で総合計は約240万円であり、物品が寄贈されたことがある学校の年間平均額は、13万円程度でございます。

20

② これまで、各学校に対する寄付につきましては、お申し出頂いた方・団体との関係性、その経緯、寄付内容や相当額などを掌握し、その都度、受け入れについて判断がなされてまいりました。

過去5年間の寄付件数は78件、金額は約1,200万円でございます。

25

なお、この度、本市教育委員会にて策定いたしました『ガイドライン』では、「PTAによる寄付・支援は、PTAからの自発的な提案に基づき、総会等において会員の意向を確認すること」等を基本的な考え方とし、「PTAが主催する事業に活用するものや、PTAからの要望に基づき、部活動の充実や特色ある教育を実践するためのもの」とあらためて位置づけしたところです。

30

④ PTAの口座名義及び管理状況につきましては、PTAを持つ全20校園のうち、口座名義につきましては、PTA名義が13校園、学校名義が7校園でございます。

また、管理状況につきましては、PTAが管理しているものが4校園、学校の職員が管理しているものが16校園でございます。

35

PTA会計の收支は関係帳簿と照らし合わせて定期監査や総会等での会計報告がなされていることから、適正に手続きされているものと認識しておりますが、各単位PTAの運営の実情に応じ、改善が望ましい会計事務につきましては、先日、周知させていただきました『ガイドライン』をご参照いただき、PTAと学校園において協議の上、会計の透明性を妨げることのないよう、今後の手続きに活かしていただきたいと考えております。

答弁概要

⑤ 職務専念義務の免除手続きを取られた事例は承知しておりません。

府費負担教職員の職務免除を含む勤務条件等の制度所管は、大阪府教育委員会でございますので、本市教育委員会が判断・対応できるものではなく、上級庁からの助言・指導に基づいた対応を講じてまいりたいと考えております。

14番 中村 晴樹 議員

教育総務部

10

質問内容

7 放課後児童クラブの社協の対応について

- ① 退所を促す文書の発出件数と共有方法について
- ② 暴力事案の発生件数、行政指導について
- ③ 子どもの声を聞くべきではないか

答弁内容

① 本市放課後児童クラブの入所の承諾・その他利用に関すること等につきましては、『大東市立放課後児童クラブ条例』の規定に基づき運営することとしており、指定管理者である大東市社会福祉協議会は、公平で安定したサービスの提供と適切な管理運営が実施できるよう、これらをわかりやすく「しおり」において「注意事項」などを整理し、利用者対応を行っているところでございます。

「注意事項」をお守りいただけない場合は、社協から口頭による注意喚起を行っておりますが、それでもなお、運営に支障がある場合には、条例の規定に基づく「入所承諾の取消し」を発出することにつながってしまいます。

しかしながら、そうしたことをできるだけ避けるためにも、お願い文書等を発出し、子どもの健全育成の継続に努めてきたところでございます。

これまで、退所を促すような文書を発出された報告はございませんが、利用児童による他の児童や支援員への言動に関するものは2件、保護者による利用料金滞納やお迎え時間に関するものは9件、それぞれ文書によりお願いがなされたものと報告を受けております。

なお、社協から教育委員会事務局に対しては原則的に四半期毎に業務報告が行われております。

② 放課後児童クラブにおいて確認されている暴力事案の発生件数は、令和5年度以降分として、利用児童が他の児童や支援員等に対して行われたものが2件、支援員が児童に対して行われたものが1件、合計3件の報告を受けております。

このうち、支援員等による虐待事象につきましては、発生時のマニュアル作成、支

答弁概要

援員等の意識・知識の向上を図るための継続的な研修の実施、支援員等の人事配置等の方針の作成について、『児童福祉法』の規定に基づき、行政指導を行いました。

また、利用児童が支援員等に対して行われた事象につきましては、入所児童の言動等に対して文書による注意等を行う場合は、より丁寧な説明を行い、利用者理解や配慮に努めることについて『地方自治法』の規定に基づき行政指導を行ったところでございます。

③ 放課後児童クラブの活動中において問題となる事案が発生した場合には、それまでの経過における保護者との関りや児童への影響なども総合的に考えた対応が必要であると認識しております。

基本的には、支援員等や事務局が聞き取りを行う場合には、児童の声をしっかりと聞くとともに、問題が解決した後も、しっかりと子どもの様子を観察しつつ、子どもたちの気持ちを確認しながら、健全な育成に寄与する運営に努めてまいりたいと考えております。

15

15番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

20 質問内容

3 学校教育について

- ① I C T の利活用方法について
- ② 不登校支援について 【再質問】
- ③ インプット、アウトプットの方法について 【再質問】
- ④ 個別最適、協働的な学びの方法について 【再質問】
- ⑤ A I ドリルの評価について 【再質問】
 - ア 市長部局と教育委員会との評価の違い
 - イ 子どもや教職員の感想

30 答弁内容

① I C T の活用につきましては、G I G Aスクール構想の実現に向けた、一人一台タブレット端末の導入により、児童生徒にとりましては、この数年間でデジタルの世界がずいぶんと身近になり、各教科での学び方の幅が大きく広がりました。

例えば、I C T を活用することで、習熟度や学習進度等、児童生徒一人ひとりの学びの状況に応じた個別最適な学びが、これまで以上に見られるようになり、今ではタブレット端末が文房具の一つとして当たり前のように日常的に使われるようになっております。

本市におきましては、これらのI C T 機器を各教科等の授業、あるいは家庭学習に

答弁概要

おいて、いかに「効果的に」そして「日常的に」活用するかをキーワードとして各校へ指導・助言してまいりました。さらにこの数年は、いかに「主体的に」活用するか、つまり、自己の学びの過程において紙媒体のアナログを使う時、ＩＣＴのデジタルを使う時、これらを「自己調整する力」を児童生徒に付けたい力として掲げております。

- 5 つまり、教師の指示によって使わせていたものを、児童生徒が主体的に使いたい時に使う、このことも、今求められております情報活用能力の一つでございます。

今年度は、新たに児童生徒用端末を更新したところであり、引き続きＩＣＴを活用した授業改善、指導の充実を図るとともに、児童生徒のさらなる資質、能力の育成に取り組んでまいります。

10

② ＩＣＴ活用による不登校支援につきましては、これまでの対面による支援方法以外にも、時間や場所の制約を超えた、多くの新たな支援方法が生まれました。

例えば、放課後等にオンラインによって、教員が児童生徒とコミュニケーションをとり、表情や声を確認しながら、状況の把握や登校に向けた支援が可能となりました。

15

「学びへのアクセス」の観点からは、本人・保護者との対話を通じて、黒板に書かれた内容や、学習課題の提供等、オンラインで配信しているケースもございます。

20

また、タブレット端末とクラウド環境による各種デジタルコンテンツを活用した支援としましては、例えば、「発表ノート」という機能を活用して、学校から課題を配信し、家庭からクラウド上に課題を提出するやりとりも行っており、授業での黒板の様子等は写真として、Teamsにより配信しているケースもございます。

さらに、本市で導入しておりますＡＩ型デジタルドリルにつきましても、学年を超えて「さかのぼり学習」が可能になるなど、児童生徒が教室以外でも取り組むことができるとともに、教員も、家庭で取り組んだ児童生徒の取組状況を把握することができ、不登校支援に有効なツールとなっております。

25

③ 学びのインプットにつきましては、従前の授業・学習スタイルでは、教員による説明や解説によるもの、あるいは教科書や資料集等、限られた紙媒体により、情報収集の手段は限られておりましたが、1人1台タブレット端末を活用することで、例えば、インターネットで世界中の情報を検索したり、動画で視覚的に確認をしたり、学習支援ツールを活用することにより、個々の興味・関心に応じて得られる情報量は格段に多くなりました。これらの個人の学びを、グループや教室全体で交流することはもとより、現在では画面一つで、リアルタイムに教室全員の取組み状況も共有することが可能となっております。

30

学びのアウトプットにつきましては、例えば、プレゼンテーションツールや共同編集ソフトを活用することで、学習過程で整理・分析したことを、表現方法や写真等を用いた視覚的な工夫により、相手に分かりやすく伝えたり、考えを共有したりする力を育むことが、これまで以上に可能となり、「主体的・対話的で深い学び」の実現につながっております。

答弁概要

④ 個別最適、協働的な学びにおけるICTの活用につきましては、授業に必要な「個別最適に学ぶ学習者を育てる」要素としましては、「適切な課題設定と学習の見通しの提示」「一人で考える、個人思考の確保」「他者参照・相互参照等の対話的な学び」等が必要となります。これらの学習場面において、タブレット端末を使う、あるいは紙媒体を使うといった、子どもたち一人ひとりが「学び方を自己調整」し、「学び方を選択」することができる、これが令和の日本型学校教育として求められております。

また、学力定着のツールの一つとして、本市ではAI型デジタルドリルを活用することにより、児童生徒一人ひとりが理解度や進度に応じた問題、またAIの判定による自動出題された課題に取組むなど、効果的な知識の習得にもつながっております。

協働的な学びにつきましては、本市では国に先んじて17年前より、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりに取り組んでおり、一人一台タブレット端末の導入により、児童生徒が「つながる」ツールとしてICTを活用することで、一人ひとりの思考を可視化し、互いの考えを深め・高め合う、学び合いを進めております。

市教育委員会としましては、各校でICTを「効果的・日常的・主体的」に活用できるよう、引き続き環境を整え、情報活用能力をエンジンとする授業づくりを進めてまいりたいと考えております。

⑤ア AI型デジタルドリルの評価につきまして、この間、客観的指標として確認が可能という観点から、活用率を基にした評価が行なわれてまいりました。

これを前提とした上で、従来よりご説明してきましたとおり、市教育委員会としましては、紙媒体を含めて教材や学習方法等、学びの選択肢が複数ある中で、本市におけるAI型デジタルドリルの活用状況は決して低いものではないと評価をしております。

実際、今年度11月末時点におきましては、1週間における活用率は全体で62.6%であり、これは前年度同時期比較で9.5ポイント増、1ヶ月における活用率は全体で90.6%であり、これは前年度同時期比較で10.7ポイント増となっており、教育界において、紙とデジタルのハイブリッドが求められている中、本市におきましては今年度、高い活用率であることはもとより、前年度からもさらに活用率が向上しております。

先月開催されました教育委員会11月定例会におきましては、教育委員の皆様より「AI型デジタルドリルは、本市における子どもたちの「個別最適な学び」を実現する手段として今や欠かせないものとなっている。これからはさらに、活用の質にも着目し、いかに質を高めていくかといった議論も必要」との意見がなされたところでございます。

市教育委員会といたしましては、児童生徒一人ひとりがAI型デジタルドリルを「学びの選択肢の一つ」として、自己調整しながら効果的に活用することにより、ひいては自己の、そして市内全体の学力向上につなげていく環境づくりに、引き続き努

答弁概要

めてまいりたいと考えているところでございます。

⑤イ　A I 型デジタルドリルの感想につきまして、まず、教員からの声としましては、「授業開始の取り掛かりや隙間時間に活用できる」や「子どもの解答状況を把握できる」などの授業での活用に関するものや「問題の作成時間」や「採点時間」が短縮されたという業務改善に関するもの、さらには「学習の定着につながっている」や「繰り返し回答しようとしている姿を見ることができる」など子どもたちの変化に対する感想がございます。

また、児童生徒からは「学年を越えた問題に取り組むことができる」や「自分の理解度が把握できる」などの声を聞いており、様々な利点を感じながら活用されていることがわかります。

16番　品川　大介　議員

学校教育政策部

質問内容

4 新端末への移行トラブルについて

① 教員および教員以外の方の移行トラブルと課題について

② W e b 版との互換性、(U S B や投影などの) 制限、オンライン限定など

答弁内容

① 今年度8月末日で5年のリース期間満了を迎えた教員用端末更新に際し、一部端末につきましてはO Sのアップデートや必要なセキュリティ対策を講じた上で、各校における一部の会計年度任用職員等に配置いたしました。

この配置により、従前より端末が新しくなり、プリンターへ直接印刷が可能となるなど利便性が向上したとのお声も頂いておりますが、一方で、ライセンスの関係上、インストール型の Microsoft アプリが使用できず、W e b 版の Microsoft 製品を使用することで、これまでの操作方法と異なることから原課へご相談があつたところであり、直接ご意見をお伺いし、ご説明および対応をおこなったことにより、現在は解消されております。

② インストール版とW e b 版は基本的に同じコンテンツのため互換性はございますが、レイアウトが若干異なる点と、W e b 版ではE x c e l のマクロが機能しないなどの違いがございます。

U S B メモリについては、教職員端末同様、全て使用できない設定にしております。モニターへの投影については、有線接続によりいずれの端末でも可能となっております。

15番 品川 大介 議員
学校教育政策部

5

質問内容

5 予算と執行について

① A I ドリル執行の顛末について 【教育長答弁】

10 答弁内容

① A I 型デジタルドリルにつきましては、9月定例月議会にてご議決を賜り、小学校第2学年から第6学年においても年度末まで活用できる運用となっております。

その活用率、活用の在り方につきましても、活用率の指標を設定するなど一層の向上・改善が図られている状況でございます。

15 なお、教育委員会10月定例会にて、教育委員より「年度当初よりできるだけ多くの学年の児童生徒が、引き続きA I ドリルを活用でき、しかも検証を行うことができてよかったです」「A I を活用した学習というものは今更後戻りするものではなく、子どもの多様な学びの選択肢として、活用の質をどう高めていくかの議論をする段階である」「子どもたちの成長や未来をイメージしたとき、これは継続するべきものであり、20 子どもたちの未来への投資という観点で考えていただきたい」「各学校の授業や家庭学習において、さらに有効活用が図れるよう、教育委員会事務局としてもこれからも学校支援に努めてもらいたい」等の意見がございました。

今後とも、市長部局との連携や市議会議員の皆様への丁寧な発信等に努めてまいりたいと考えております。